

H25.4.27

財産管理で慌てない



長尾和宏（ながお・かずひろ）
東京医大卒業後、大阪大第二内科入局。平成7年、尼崎市で「長尾クリニック」を開業。外来診療から在宅医療まで『人を診る』総合診療を目指す。医学博士。近著「平穏死・10の条件」「胃ろうと
いう選択、しない選択」はいずれもベストセラー。関西国際大学客員教授。54歳。

認知症の初期症状は、とぎりに大変分かりやすい場合があります。高齢男性が怒りっぽくなるか、反対に無気力になると、かなり怪しくなります。高齢女性が「嫁がお金を取った」といえば、それだけで認知症だと分かります。

方が子供であると名乗っても取り合ってくれない場合があります。本人が管理できなくなつたときのために、成年後見制度という代理人制度があります。介護保険制度が誕生したのと同じ年、2000年になりました。

成年後見制度を上手に利用

かということです。申立人は、後見人を選ぶまでの諸費用を負担する義務がありまます。一般的に司法書士などを介する場合、20万円強の諸費用が必要だそうで、申立人の負担になります。

あまり知られていませんが、認知症本人も申立人になります。それも「補助」だけではなく、「後見」の申立人にもなれるのです。

成年後見制度はこの13年間で約30万人が利用されたそうです。現在、300万人の認知症の人がいるといわれていますので、もっと増えるでしょう。誤解なきよう申し添えますが、私は決して後見人制度を勧めているわけではありません。そんな制度を利用しないで済むなら、それにこしたことはありません。

か、いても疎遠やけんかしているとか、さまざまなものがあります。そんな場合、司法書士や弁護士が後見人になることが1割ぐらいあります。市民後見人はまだ1%だそうです。

備えあれば憂いなしといいます。財産管理などが心配な方は、元気なうちから後見制度を学ぶことも認知症ケアに必要です。

Dr. 和の町医者日記

「認知症ケア」シリーズ⑥

成年後見制度は、複雑で私も深く知りません。まず裁判所の審判による「法定後見」と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」があります。

 成年後見制度 判断能力の不十分な人を保護するため、本人に代わって法律行為を行つたり、本人の法律行為を助けたりする者を選任する制度。申請には申立人とかかりつけ医の診断書が必要となる。

法定後見は家庭裁判所を通して、任意後見は公正証役場を通して後見人が決まります。法定後見は程度によって「後見」「補佐」「補助」に分かれます。いちばん多いのは「後見」です。

自分で判断できないから後見人に委託するのですが、自分自身も申立人になれるという仕組みは、少し不思議ですが、知っておくべきです。一度選定された後見人は原則、一生変更することができません。職務の大きさに応じて、

しかし現代社会では、認知症の人を取り巻く環境は実にさまざまです。別居や独居をはじめ、さまざまな問題が生じます。認知症の人の財産をめぐるトラブルを回避するためにも、後見人制度を利用したほうがよい場合が、毎日の在宅診療の中でたくさんあります。